

○志木市既存建築物耐震診断、耐震設計及び耐震改修補助金交付規程実施要領

平成21年4月1日制定

改正

平成22年4月1日

平成24年4月1日

平成24年6月1日

平成26年4月1日制定

平成28年3月28日制定

令和5年2月1日制定

令和6年3月13日制定

令和8年4月1日制定

志木市既存建築物耐震診断、耐震設計及び耐震改修補助金交付規程実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志木市既存建築物耐震診断、耐震設計及び耐震改修補助金交付規程（平成17年志木市告示第38号。以下「規程」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(安全支援住宅)

第2条 規程第2条第3号に規定する安全支援住宅とは、次に定める基準に該当する者が居住する戸建住宅とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条の規定により要介護認定を受けている者
- (5) 65歳以上の者

(名簿登録)

第2条の2 市長は、規程第2条第5号アの規定により、次に掲げる要件のいずれにも該当する者を木造建築物の耐震診断に係る名簿に登録することができる。

(1) 建築士事務所に勤務する1級建築士、2級建築士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第4項の木造建築士であること。

(2) 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に係る講習を受けており、又は耐震診断に係る実績が十分であると認められること。

(補助対象者)

第3条 規程第3条に規定する市長が認める者とは、当該戸建住宅の所有者の同意を書面で表し、かつ、同居の2親等以内の親族に限る。

(耐震診断又は耐震設計の計画認定兼補助金交付申請)

第4条 規程第5条に規定する志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）計画認定兼補助金交付申請書に添える書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断の場合 次のア又はイに掲げる住宅の区分に応じ、当該ア又はイに定める書類

ア 戸建住宅 次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類

(ア) 付近見取図

(イ) 見積書の写し

(ウ) その他市長が必要と認めた書類

イ 共同住宅 次の(ア)から(ク)までに掲げる書類

(ア) 付近見取図

(イ) 配置図

(ウ) 各階平面図

(エ) 見積書の写し

(オ) 作業工程表

(カ) 居住者又は所有者の一覧表

(キ) 管理組合の議事録（補助金の申請に係る事項が記載されているものに限る。）

(ク) その他市長が必要と認めた書類

(2) 耐震設計の場合 前号イ(ア)から(ク)までに掲げる書類（既に提出され、市長が必要がないと認めたものを除く。）

(耐震診断又は耐震設計の完了報告兼補助金交付請求)

第5条 規程第7条第1項に規定する志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）完了報告兼補助金交付請求書に添える書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 耐震診断の場合 次のアからウまでに掲げる書類

ア 耐震診断に係る領収書の写し

イ 木造建築物にあっては木造耐震診断の結果を証する書類、木造以外の建築物にあっては耐震判定委員会の判定票及び耐震診断報告書等

ウ その他市長が必要と認めた書類

(2) 耐震設計の場合 次のアからウまでに掲げる書類

ア 耐震設計に係る領収書の写し

イ 耐震判定委員会の判定票及び耐震診断報告書等

ウ その他市長が必要と認めた書類

(耐震改修の計画認定兼補助金交付申請)

第6条 規程第10条に規定する志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）計画認定兼補助金交付申請書に添える書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（既に提出され、市長が必要がないと認めたものを除く。）とする。

(1) 補強工事の場合 次のアからカまでに掲げる書類

ア 耐震診断判定結果書（規程第2条第5号ア又はイに規定する判定を行った結果を示す書類をいう。以下同じ。）

イ 耐震診断判定結果書に基づき必要とされた補強箇所の全てが記載された耐震改修設計図書

ウ 建築確認通知書又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項に規定する計画の認定に係る通知書の写し

エ 施工前の既存建築物の写真

オ 第4条第1号ア又はイに掲げる住宅の区分に応じ、当該ア又はイに定める書類

カ その他市長が必要と認めた書類

(2) 建替工事の場合 次のアからキまでに掲げる書類

ア 耐震診断判定結果書

イ 付近見取図

ウ 見積書（内訳書を含む。）の写し

エ 新たな建築物の建築確認済証の写し

オ 新たに建築する戸建住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合に適合していることが確認できる書類

カ 施工前の既存建築物の写真

キ その他市長が必要と認めた書類

(耐震改修の完了報告兼補助金交付請求)

第7条 規程第13条第1項に規定する志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）完了報告兼補助金交付請求書に添える書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 補強工事の場合 次のアからエまでに掲げる書類

ア 耐震改修工事契約書（内訳書を含む。）の写し

イ 耐震改修に係る領収書の写し

ウ 耐震改修の状況が分かる写真

エ その他市長が必要と認めた書類

(2) 建替工事の場合 次のアからオまでに掲げる書類

ア 工事契約書（内訳書を含む。）の写し

イ 建替工事に係る領収書の写し

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し

エ 建物の登記事項証明書

オ 新たに建築した戸建住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類

オ その他市長が必要と認めた書類

(補助金の代行請求)

第8条 規程第14条の2に規定する補助金交付請求の代行にあつては、志木市耐震診断（耐震設計、耐震改修）完了報告兼補助金交付請求書に、次に掲げるものを添付して行うものとする。

(1) 戸籍謄本

(2) 分割協議書の写し（相続に伴うものに限る。）

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日）

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月1日制定）

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日制定）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。